

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第14号

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（令和2年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）を

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条～第77条）」

「第3章 削除」に改める。

第2条第2項第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め，同項第2号および第10号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め，同項第13号中「，第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条第1項ただし書中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に，「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条中「指導および訓練」を「支援をし、またはこれに併せて治療（上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第3項および第4項を次のように改める。

- 3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。
- 4 第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

第7条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「第1項（第1号を除く。）、第2項および第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「および便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項および第3項を次のように改める。

- 2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規

定する設備（医務室を除く。）に加えて，医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第1項に規定する設備の基準は，次のとおりとする。

(1) 発達支援室

ア 定員は，おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は，2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は，1.65平方メートル以上とすること。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め，同項ただし書中「場合は」の後ろに「，第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の後ろに「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額」に改め，同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか，当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「または肢体不自由児通所医療費の支給」に，「の額」を「および肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し，同条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め，同条第5項中「前項の評価および改善の内容を」を「

自己評価および保護者評価ならびに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条および次条において同じ。）の確保ならびに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価およびその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加および包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加および包摂（以下「インク

ルーション」という。)の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「指定児童発達支援の」を「第27条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の」に改め、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第7項中「通所給付決定保護者」の後ろに「および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出しを「（支援）」に改め、同条第1項および第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の後ろに「または肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の後ろに「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第61条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第67条から第77条まで 削除

第78条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導および訓練」を「支援」に改める。

第81条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第87条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第91条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「および知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「および当該障害児の訓練等」を「ならびに当該障害児の支援」に、「対して訓練等」を「対して支援」に、「職業訓練または」を「職業訓練もしくは」に改める。

第97条中「第4項および第5項」を「第6項および第7項」に、「）、第28条」を「）、第27条の2、第28条」に、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「、第53条から第55条までおよび第76条」を「および第53条から第55条まで」に、「と読み替える」を「と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第102条中「第4項および第5項」を「第4項」に、「、第28条」を「、第27条の3、第28条」に、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「、第76条および」を「および」に、「第44条第1項」を「第27条第6項中「を受けて」とあるのは「および当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児およびその保護者」とあるのは「障害児およびその保護者ならびに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価および保護者評価」

とあるのは「自己評価，保護者評価および訪問先施設評価」と，「保護者に示す」とあるのは「保護者および訪問先施設に示す」と，第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と，同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者および当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と，第44条第1項に，「第55条第2項第2号」を「第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と，第55条第2項第2号に改める。

第103条第1項中「第3項および第6項」を「第4項および第5項」に，「第68条，第79条第1項」を「第79条第1項」に，「第4項」を「第3項」に，「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と，同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と，同条第7項」を「同条第6項」に，「同条第8項」を「同条第7項」に，「第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり，ならびに同条第2項および第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」」に改める。

第105条第1項中「，第71条」を削り，同条第2項中「，第71条」を削り，「指定児童発達支援，指定医療型児童発達支援」を「指定児童発達支援」に，「事業，指定医療型児童発達支援の事業」を「事業」に改め，同条第3項および第4項中「，第71条」を削る。

第106条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め，「，第77条」を削り，同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，令和6年4月1日から施行する。ただし，第50条第1項の改正規定は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０４号）
附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第２条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号。
以下「一部改正法」という。）附則第４条第１項の規定により一部改
正法第２条の規定による改正後の児童福祉法（昭和２２年法律第１６４
号。以下「新児童福祉法」という。）第２１条の５の３第１項の指定
を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正
後の函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基
準等を定める条例（以下「新条例」という。）第７条の規定にかかわ
らず、令和９年３月３１日までの間、なお従前の例によることができ
る。

第３条 一部改正法附則第４条第１項の規定により新児童福祉法第２１
条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについて
は、新条例第１１条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例に
よることができる。

第４条 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正
前の函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基
準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第７条第４項に規定す
る主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所および同条第５
項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事
業所については、新条例第７条および第１２条の規定にかかわらず、
令和９年３月３１日までの間、なお従前の例によることができる。

第５条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第７条第４項
に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所および
同条第５項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発
達支援事業所については、新条例第１１条の規定にかかわらず、当分
の間、なお従前の例によることができる。

第６条 新条例第２７条の２（新条例第５９条、第６３条、第８４条、
第８５条、第８９条および第９７条において準用する場合を含む。）

の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、これらの規定中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。